

我孫子市生活安全条例

平成17年12月28日

条例第38号

市民が安全に、安心して暮らせる社会を実現するためには、市民一人ひとりが防犯や交通安全に関する意識を持ち、自立と助け合いの精神のもと、市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等が適切に役割を分担し、相互に協力しながらまちづくりを進める必要があります。

安全に、そして安心して暮らせる地域社会は、私たち市民すべての願いであることから、ここに「日本一安全で安心なまち」の実現をめざすことを宣言するとともに、我孫子市生活安全条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、犯罪や交通事故のないまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）のための基本理念並びに市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりに関する取組を総合的に推進するための必要事項を定め、もって市民が安全に、安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住、在勤、在学又は滞在する者及び市内に土地又は建物を所有、占有又は管理する者をいう。
- (2) 自治会等 自治会、町内会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (4) 関係機関 市の区域を管轄する警察署、市内の公共施設を管理する行政機関、我孫子市防犯協議会、我孫子市交通安全協会その他防犯又は交通安全活動を行う公共的団体をいう。
- (5) 教育機関等 小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び保育園をいう。

(基本理念)

第3条 安全で安心なまちづくりは、自立と助け合いの精神に基づいて行わなければならない。

- 2 安全で安心なまちづくりは、基本的人権を尊重して行わなければならない。
- 3 安全で安心なまちづくりは、市、市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等の適切な役割分担の下に連携して行うものとする。
- 4 安全で安心なまちづくりは、高齢者、障害者及び子どもに配慮して行わなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 安全で安心なまちづくりのための計画の策定及びこれに基づく施策の実施

(2) 市民、自治会等、事業者、関係機関及び教育機関等が行う自主的な活動への支援

(3) 防犯及び交通安全に配慮した環境の整備

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、防犯及び交通安全に関する意識を高め、自らができる安全対策を講じ、地域の安全を確保するため近隣住民と協力して安全で安心なまちづくりの推進に努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念に基づき、地域の防犯力及び交通安全意識を高めるため、自主的な活動の推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、市、市民、自治会等、関係機関及び教育機関等と連携し、防犯及び交通安全に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、地域の防犯力及び交通安全意識を高めるため、地域社会の一員として、市民及び自治会等の自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、基本理念に基づき、市、市民、自治会等、事業者及び教育機関等が行う安全で安心なまちづくりのための取組が効果的に行われるよう協力するものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、基本理念に基づき、市、市民、自治会等、事業者及び関係機関と連携し、防犯及び交通安全に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 教育機関等は、基本理念に基づき、地域の防犯力及び交通安全意識を高めるため、地域社会の一員として、市民及び自治会等の自主的な活動に協力するよう努めるものとする。

(建物等の適正な管理)

第10条 建物又は土地（以下「建物等」という。）を所有、占有又は管理する者は、防犯及び交通安全に配慮し、建物等の適正な管理に努めなければならない。

(違反広告物の除去)

第11条 市長は、犯罪の起きにくい良好な風俗環境及びまちの美観を維持するため、路上にある違反広告物の積極的な除去に努めるものとする。

2 市長は、前項の除去作業を違反広告物除去サポーター（違反広告物の除去を行うために市に登録された者をいう。）又は違反広告物除去サポート団体（違反広告物の除去を行うために市に登録された団体をいう。）に委任し、行わせることができるものとする。

3 違反広告物除去サポーター及び違反広告物除去サポート団体の任務、活動その他必要な事項は、規則で定める。

（安全安心モデル地区の指定）

第12条 市長は、この条例の目的を達成するために、安全安心モデル地区（以下「モデル地区」という。）を指定することができる。

2 市長は、モデル地区を指定しようとするときは、次に掲げる機関と協議するものとする。

（1）我孫子市防犯協議会

（2）我孫子市交通安全協会

（3）市の区域を管轄する警察署

（4）その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、モデル地区を指定したときは、当該モデル地区において行う安全で安心なまちづくりの取組に対し積極的に支援するものとする。

（推進組織）

第13条 市長は、犯罪のないまちの実現のため、防犯対策の推進母体として我孫子市防犯協議会の充実に努めるものとする。

2 市長は、交通事故のない安全な交通環境を実現するため、我孫子市交通安全推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

3 推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（交通指導員）

第14条 市長は、本市における道路交通の安全を保持するため、我孫子市交通指導員（以下「交通指導員」という。）を置くことができる。

2 交通指導員の定数、任命、任務その他必要事項は、規則で定める。

（安全安心アドバイザー）

第15条 市長は、地域において市民、自治会等、事業者及び教育機関等が自主的に行う安全で安心なまちづくりの推進に関する活動を支援するため、安全安心アドバイザーを置くことができる。

2 安全安心アドバイザーは、一般職の非常勤職員とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（我孫子市交通安全対策協議会条例及び我孫子市交通指導員設置条例の廃止）

2 我孫子市交通安全対策協議会条例（昭和37年条例第20号）及び我孫子市交通指導員設置条例（昭和48年条例第6号）は、廃止する。